

意見書

平成16年8月20日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課 御中

郵便番号 100-8019

住所 とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

氏名 かぶしきがいしゃ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 すずき まさのぶ 鈴木 正誠

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙
のとおり意見を提出させていただきます。

別紙

今回、「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」においてとりまとめられた最終報告書の案における「電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方」については、国民共有の資源である電波の有効利用の観点から、今後の制度化にあたって有効に反映され効果的に機能することを期待し基本的に賛同するものであります。

これらの考え方が電波利用料制度見直しの基本となることに鑑み、今後行なわれる制度化がさらに電波利用社会の発展に寄与するものとなるために必要と思われるいくつかの点について以下に意見を申し述べさせていただきます。

(1) 電波利用料額の算定について

電波利用料額の算定においては、経済的価値としての電波の使用地域や使用周波数帯域、また使用する電波の帯域幅および使用するエリアの範囲、さらに電波利用が専用型であるか共用型であるか、また利用目的としての公共性など、様々な要素を組み入れて行なうということになっており、それぞれの要素については考慮が必要なものであると考えます。しかしながらこれらの要素をそれぞれどのような重み付けで考え、どのような定量的根拠をもって料額に反映させるかが次の重要なステップとなります。

今回の基本的考え方が「電波有効利用政策研究会最終報告」として決定、公表された以降、具体的な法規則改正に至るまでの過程においては、電波の利用者である国民および免許人等、関係者の意見をさらに反映させることが必要であると考えます。したがって今後どのようにその過程の透明性を確保しつつ制度改正（料額改定）を行なっていくのかについて、その考え方、進め方等について明らかにしていただきたいと考えます。

(2) 電波有効利用のための研究開発について

新たな電波利用料の使途の一つとして電波有効利用のための研究開発の充実・強化が掲げられ、その研究開発の目的として、電波の効率利用の推進、周波数の共用、電波資源の拡大、有効利用のための環境整備の4点が挙げられております。

これらの大きな目的としては理解できるものでありますが、本制度の見直し後、電波利用料を財源として充てる具体的研究開発項目の決定にあたっては、その目的及び成果が電波利用料を負担する者の共通の利益となるものであることを担保し、且つ利用料を充てる限度を明確にする必要があると考えます。

間接的には全ての者に利益が及ぶといった観点に立つと、あらゆる研究開発が制限無く対象となってしまう可能性があり、これらの担保、制限を行なうことについて、如何にして透明性を確保できる仕組みとするのかについて明らかにしていただきたいと考えます。

(3) 納付義務者の範囲における免許不要局の扱いについて

帯域を占有する免許不要局についても、その電波を使用する経済的価値は同様に考えるべきであり、使用料としての利用料を免許局と同様に徴収すべきであると考えます。但しこの際に考慮されるべき経済的価値の要素としては、使用される帯域、占有する帯域幅を基本とし、さらに使用するエリアとして小電力であることを勘案すべきと考えます。なお、これらの要素を如何に考慮して料額を決定するかの過程については(1)で述べた点と同様であります。

また利用料の徴収方法については、その免許不要局が如何なる形態で提供、利用されるのかによりますが、基本的には「電波有効利用政策研究会 第三次報告書」で整理された、電波再配分における免許不要局からの徴収方法に準ずることが可能と考えます。

(4) 納付義務者の範囲における国、地方公共団体等の扱いについて

国、地方公共団体の保有する無線局についても電波を利用する免許人としての立場は他の免許人と同様であり、これらの無線局についても利用料を徴収すべきであると考えます。

電波を有効利用する為の責務はすべての免許人が負う必要があり、これまでも民間の無線局においてはナロー化、デジタル化、その他の有効利用技術の開発導入等を進めてきており、これらの技術は国等の機関の無線局設備にも活かされているものもあり、さらに今後も技術の発展の恩恵を受けていく事になると考えます。国等の機関が使用する周波数帯も数多くあり、これらをさらに有効利用していくためにも、これら無線局における電波利用料の額を顕在化させ、これを負担することにより、他の免許人と公平な立場として電波の有効利用に貢献すべきであると考えます。

しかしながら利用料算定の考え方としては過去に減免措置を設けた理由も尊重されることから、これまでの手数料的な共益事務費用部分についてはこれまで通り減免とし、使用料としての経済的価値の要素を考慮した額についての徴収とすべきと考えます。要素の考慮については、これもまた(1)と同様であります。

以上